



発行
東京都

告示

告示

目次

- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……（環境局環境改善部化学物質対策課）……………一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………（同）……………二
- 都道の区域変更（二件）……………三
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定（二件）……（建設局道路管理部監察指導課）……………六
- 土砂災害警戒区域等の解除（十件）……………七
- 土砂災害警戒区域等の指定（七件）……………（同）……………九
- 都市計画事業の施行……（建設局道路建設部管理課）……………二元
- 東京都教育委員会職員表彰規程に基づく表彰……………（東京都教育委員会）……………二元

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてしまい、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年三月十九日

東京都知事 小池百合子

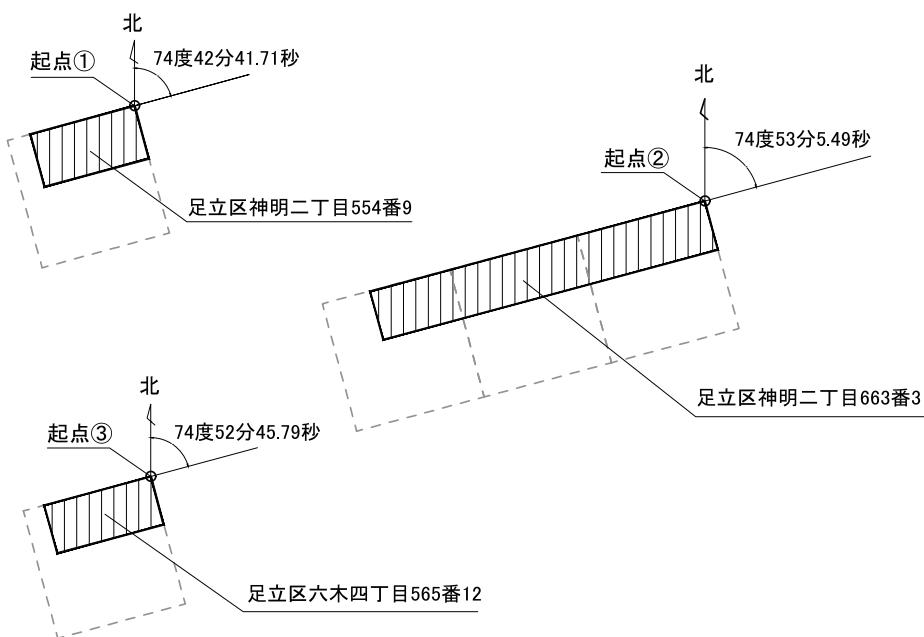
一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（足立区神明二丁目及び六木四丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物



別図



【起点】

起点①は、次の座標とする。 X座標:-22907.910 Y座標:-20.756
 起点②は、次の座標とする。 X座標:-22817.063 Y座標:269.780
 起点③は、次の座標とする。 X座標:-22759.939 Y座標:528.128
 座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により
 世界測地系座標計算によって作成した。

【格子の回転角度】

起点① 74度42分41.71秒
 起点② 74度53分5.49秒
 起点③ 74度52分45.79秒
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた
 線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されて
 いる格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】



調査対象地



単位区画



形質変更時要届出区域

● 東京都告示第二百三十号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一條
 第二項の規定により、令和四年東京都告示第千三百四十四号
 により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第
 三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次
 のとおり告示する。

令和七年三月十九日

東京都知事 小池百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(品川区東五反田
 二丁目地内)

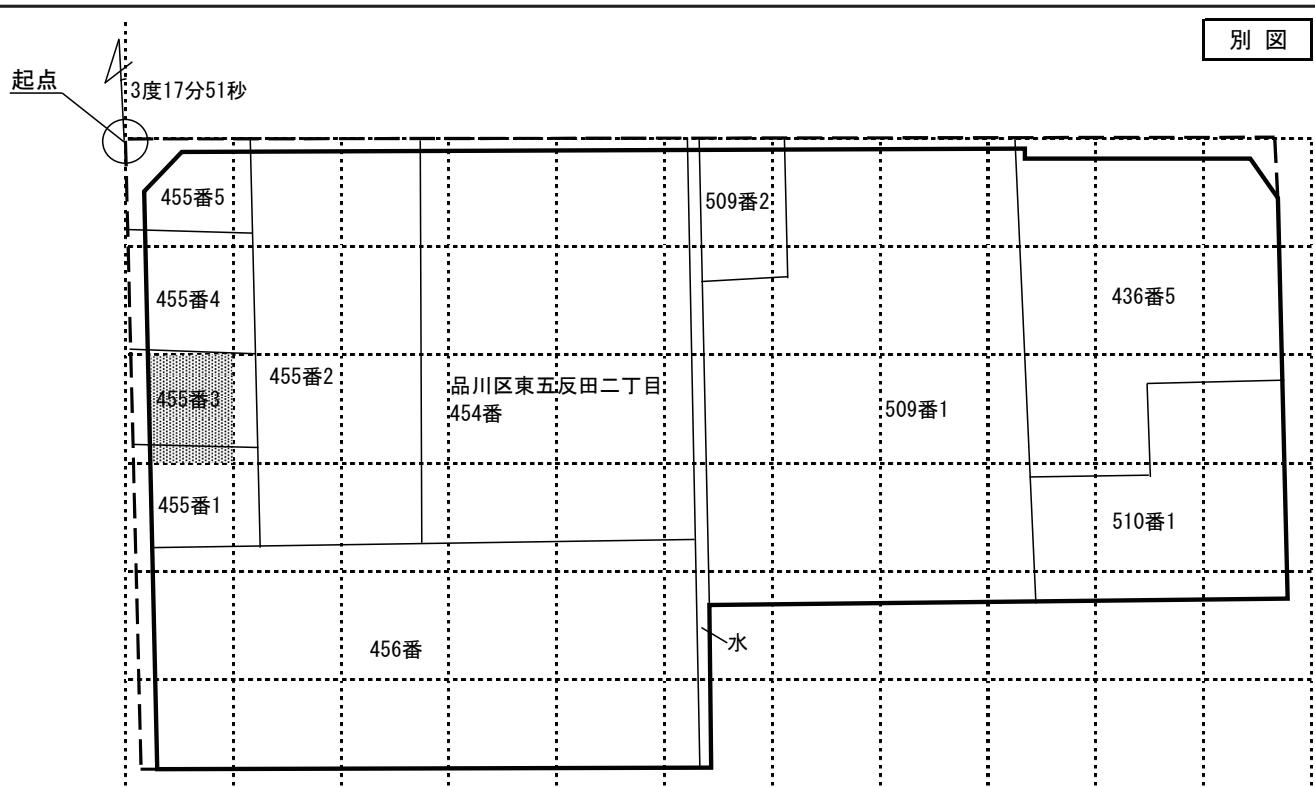
二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十
 九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準

に適合していなかった特定有害物質の種類 水銀及びそ
 の化合物、鉛及びその化合物並びにふつ素及びその化合
 物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特
 定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



【凡例】

- 筆境界
- 敷地境界
- 調査対象地
- 単位区画
- 指定を解除する区域

【起点】

起点は、品川区東五反田二丁目455番5の最北端の境界杭とする。

【格子の回転角度】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

● 東京都告示第二百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年三月十九日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和七年三月十九日

東京都知事 小池百合子

一路線名

八王子町田

二 変更の区間

町田市常盤町字二十三号三千二百五十二番十七地先から同所三千三百三十八番一地先まで

三 変更の概要

別図表示のとおり

別図

都道八王子町田線区

田中常樂集

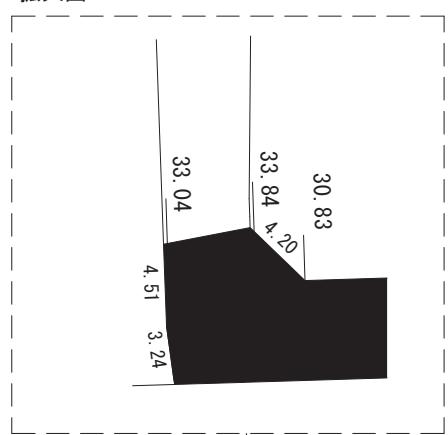
市 都
道 道

計画線	延長
面積	一二四・六八メートル
七八七・六八	平方メートル

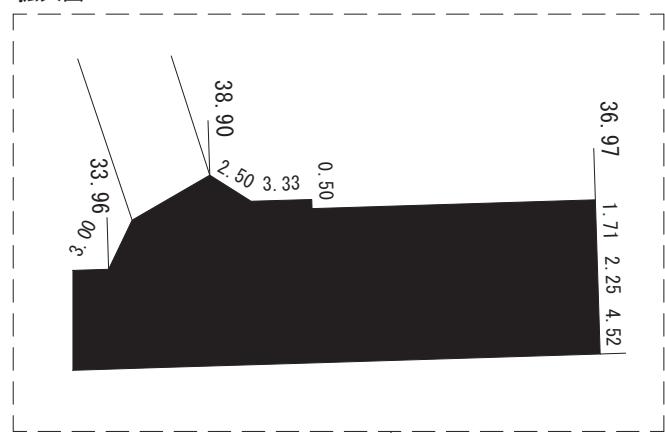
This map shows the border area between Tama City, Tokyo, and Sagamihara City, Kanagawa Prefecture. The map includes several locations and roads:

- Tama City (東京都町田市):** 上小山田町, 小山町, 至相原町, 上矢部一丁目, 上矢部二丁目, 上矢部三丁目, 上矢部四丁目, 上矢部五丁目, 常盤町.
- Sagamihara City (神奈川県相模原市中央区):** 小山田桜台二丁目, 小山田桜台一丁目, 上小山田町, 下小山田町, 矢部町, 忠生四丁目, 根岸町, 至原町田.
- Rivers and Roads:** 境川 (Border River), 都道八王子町田線 (Metropolitan Expressway), 本町一丁目 (Honchō 1-chōme).
- Other Labels:** 区域変更箇所 (Area Change Location).

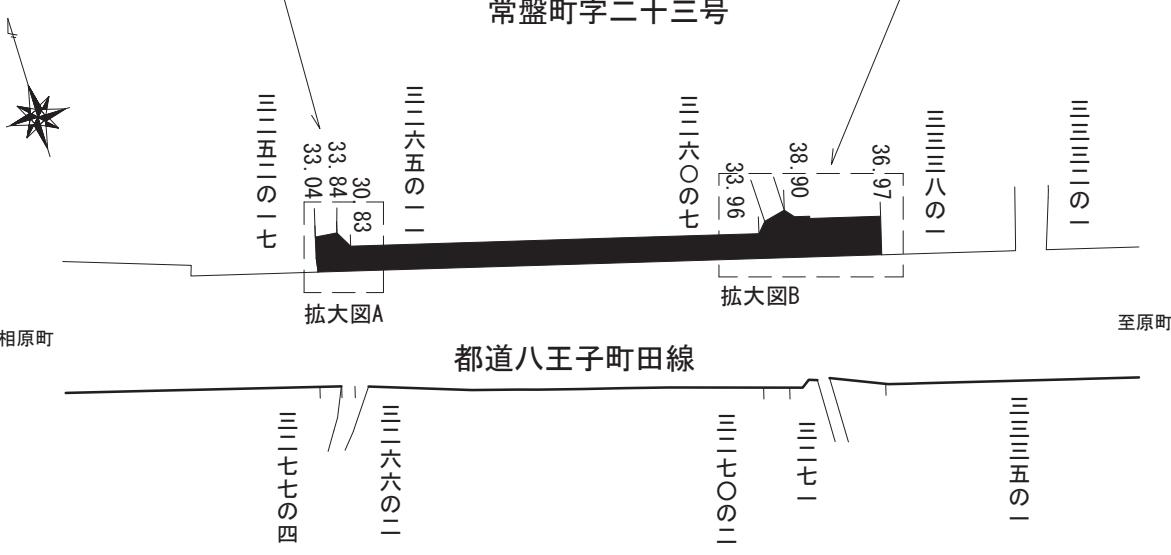
拡大図A



拡大図B



町田市
常盤町字二十三号



◎ 東京都告示第二百三十二号
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項
の規定により、都道の区域を次のように変更する。

別図

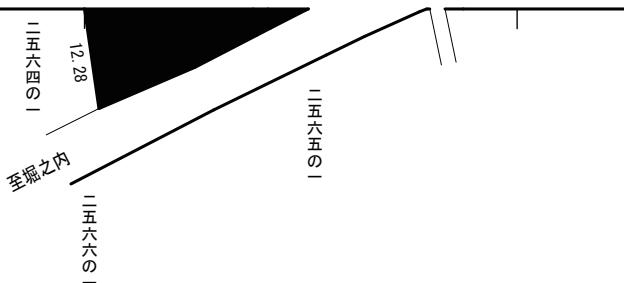
都道町田平山八王子線区域変更箇所
町田市下小山田町地内

編入区域延長
面積
一七二・三二メートル
一七二・七九平方メートル

町田市
下小山田町
字閑村

200
一五六四の二
一一八〇一
00
一五六四の二

至下小山田町 都道町田平山八王子線 至図師町



その関係図面は、令和七年三月十九日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
令和七年三月十九日

東京都知事 小池百合子

- | | |
|---------|---------------------------------------|
| 一 路線名 | 町田平山八王子 |
| 二 變更の区間 | 町田市下小山田町字閑村三百二十八番二地内から同所二千五百六十四番一地先まで |
| 三 變更の概要 | 別図表示のとおり |

別
図

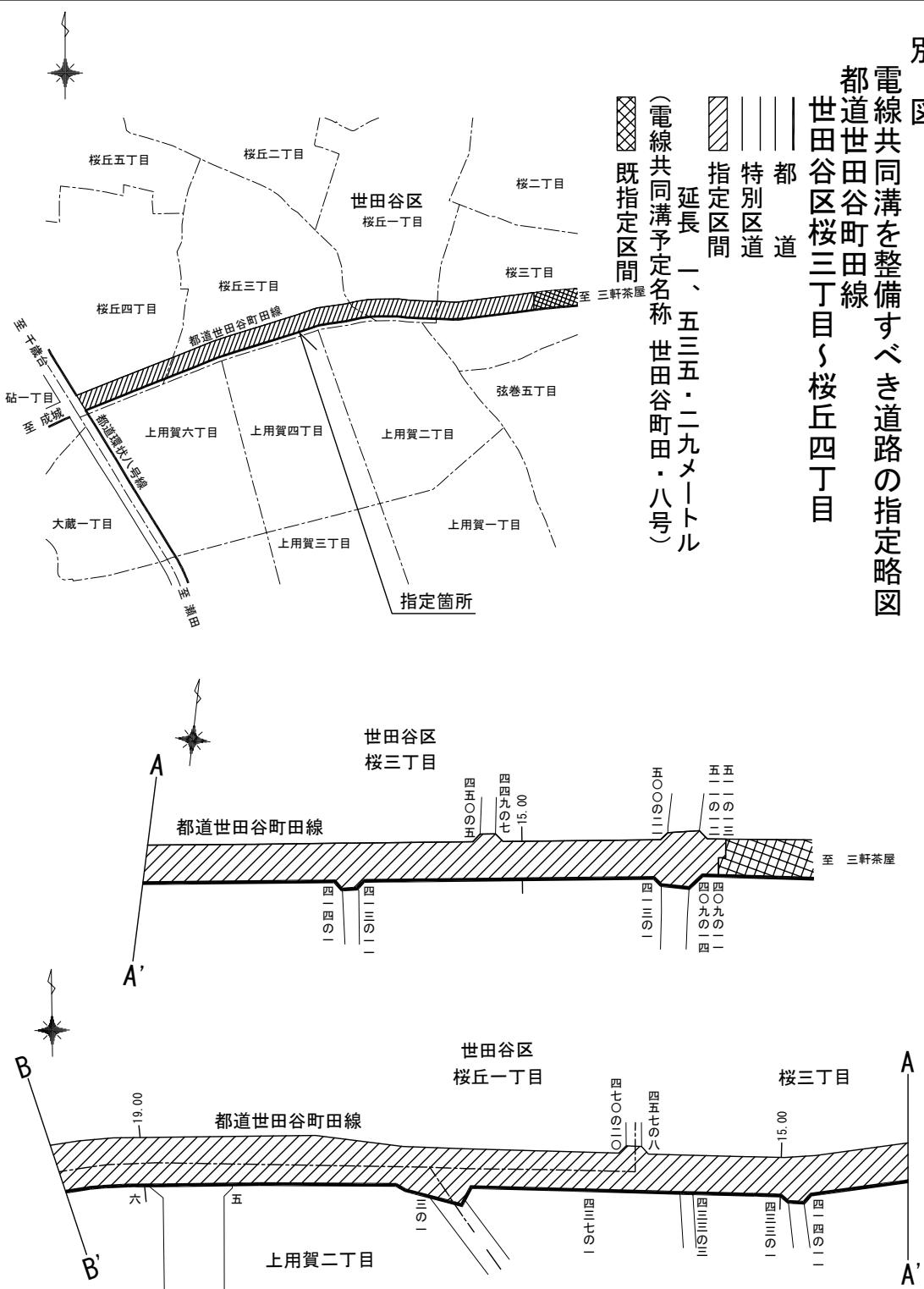
●東京都告示第二百三十三号

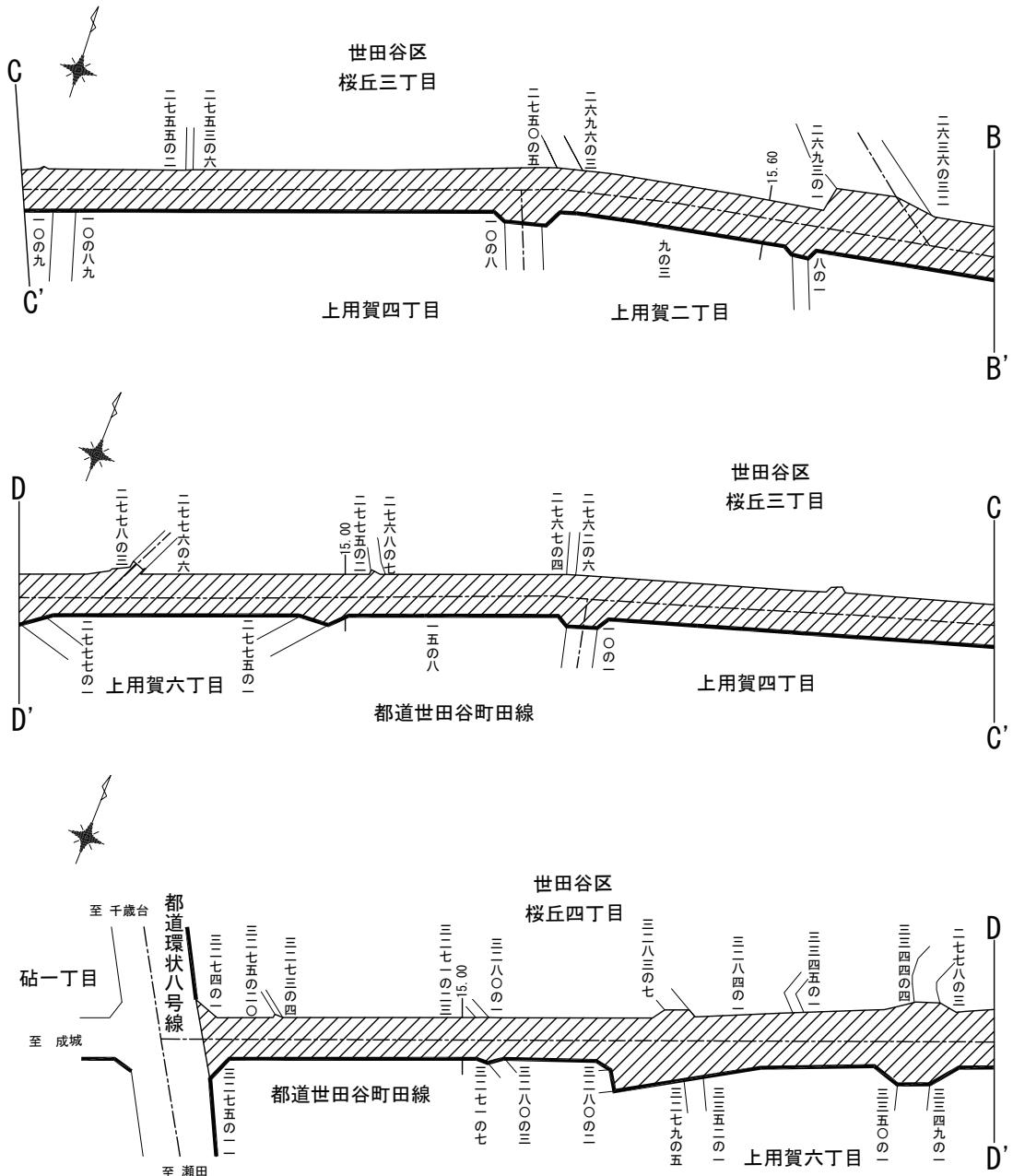
電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整

備すべき道路を次のように指定する。

二 指定する区間

世田谷区桜三丁目四百九番十一地先から同区桜丘四丁目三千二百七十四番二地先まで





● 東京都告示第二百三十四号

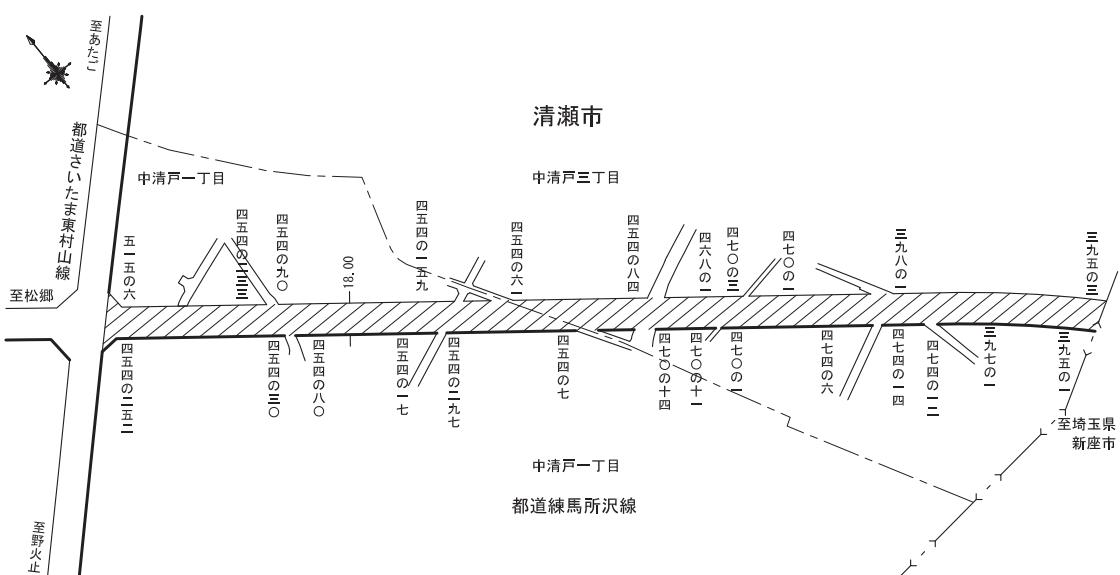
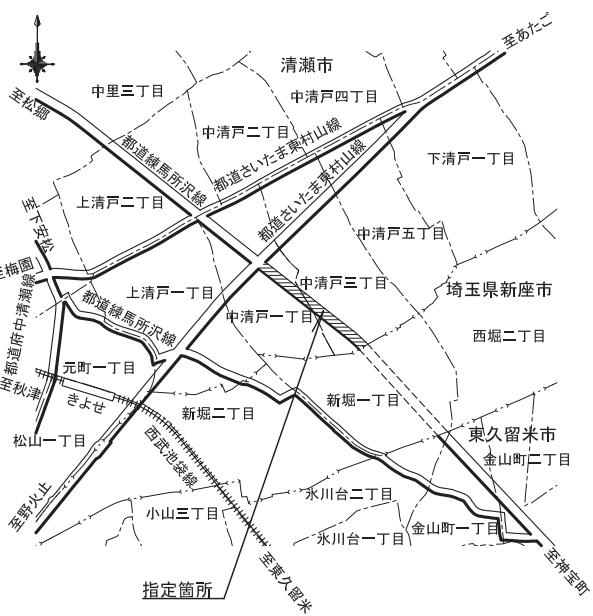
電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整

別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図 都道練馬所沢線

清瀬市中清戸三丁目～中清戸一丁目

(電線共同溝予定名称) 練馬所沢・十号
指定区間 延長 五七五・八六メートル
都道 計画線



一路線名	東京都知事 小池百合子
都道練馬所沢線	

二 指定する区間
清瀬市中清戸三丁目三百九十五番三地
先から同市中清戸一丁目四百五十四番
二百五十二地先まで

三 指定の概要
別図表示のとおり
清瀬市中清戸三丁目三百九十五番三地
先から同市中清戸一丁目四百五十四番
二百五十二地先まで

● 東京都告示第二百三十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項及び第九条第八項の規定に基づき、令和元年東京都告示第五百六号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のうち、別表に掲げる区域の指定を解除する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部及び新宿区役所において縦覧に供する。

令和七年三月十九日

東京都知事 小池百合子

別表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
新宿区	若葉一丁目	104001-K041	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
新宿区	若葉一丁目	104001-K041	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり

● 東京都告示第二百三十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項及び第九条第八項の規定に基づき、令和元年東京都告示第五百八号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のうち、別表に掲げる区域の指定を解除する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部及び品川区役所において縦覧に供する。

令和七年三月十九日

東京都知事 小池百合子

別表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
品川区	東大井四丁目	109001-K039	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
		109001-K040		
	東大井三丁目	109001-K043		

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
品川区	東大井四丁目	109001-K039	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
		109001-K040			
	東大井三丁目	109001-K043			

●東京都告示第二百三十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項及び第九条第八項の規定に基づき、平成二十四年東京都告示第二百九十六号、平成二十五年東京都告示第四百二十七号、平成二十五年東京都告示第八百八十一号、平成二十六年東京都告示第三百九十号、平成二十七年東京都告示第千五十一号、平成二十八年東京都告示第三百六十六号及び平成二十八年東京都告示第三百七十一号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のうち、別表に掲げる区域の指定を解除する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部、東京都南多摩西部建設事務所及び八王子市役所において縦覧に供する。

令和七年三月十九日

東京都知事 小池百合子

別表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地	区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
八王子市	上恩方町 201013-K005	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
	下恩方町 201015-K027		
	201015-K034		
	高尾町 201017-K008		
	201017-K009		
	201017-K021		
	上川町 201020-K145		
	201020-K148		
	201020-K149		
	201020-K213		
	美山町 201021-K039		
	201021-K072		
	201021-K084		
	201021-K093		
	宮下町 201028-K003		
	館町 201031-K067		
	201031-K101		
	201031-K149		
	201031-K183		
	小比企町 201034-K017		
	上柚木 201038-K052		
	下柚木二丁目 201038-K265		

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地	区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
八王子市	上恩方町 201013-K005	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
	下恩方町 201015-K027			
	201015-K034			
	高尾町 201017-K008			
	201017-K009			
	201017-K021			
	上川町 201020-K145			
	201020-K148			
	201020-K149			
	201020-K213			
	美山町 201021-K039			
	201021-K072			
	201021-K084			
	201021-K093			
	宮下町 201028-K003			
	館町 201031-K067			
	201031-K101			
	201031-K149			
	201031-K183			
	小比企町 201034-K017			
	上柚木 201038-K052			
	下柚木二丁目 201038-K265			

● 東京都告示第二百三十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項及び第九条第八項の規定に基づき、平成三十年東京都告示第三百七十六号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のうち、別表に掲げる区域の指定を解除する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部、東京都南多摩西部建設事務所及び日野市役所において縦覧に供する。

令和七年三月十九日

東京都知事 小池百合子

別表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
日野市	程久保八丁目	212003-K033	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
日野市	程久保八丁目	212003-K033	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり

● 東京都告示第二百三十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項及び第九条第八項の規定に基づき、平成三十年東京都告示第三百七十六号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のうち、別表に掲げる区域の指定を解除する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部及び西東京市役所において縦覧に供する。

令和七年三月十九日

東京都知事 小池百合子

別表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地	区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
西東京市 東伏見六丁目 東伏見二丁目 東伏見三丁目	229001-K002	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地	区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
西東京市 東伏見六丁目 東伏見二丁目	229001-K002	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり

● 東京都告示第二百四十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項及び第九条第八項の規定に基づき、平成十九年東京都告示第四百二十五号、平成二十年東京都告示第百三十五号、平成二十二年東京都告示第四百四十七号、平成二十三年東京都告示第四百六十八号及び令和元年東京都告示第百九十二号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のうち、別表に掲げる区域の指定を解除する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部、東京都西多摩建設事務所及び奥多摩町役場において縦覧に供する。

令和七年三月十九日
東京都知事 小池百合子

別表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地	区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
奥多摩町	大丹波	308001-K042	急傾斜地の崩壊 別図のとおり
	丹三郎	308005-K006	
	海沢	308006-K005	
		308006-K019	
	棚沢	308007-K016	
		308007-K019	
		308007-K020	
		308007-K032	
		308007-K033	
		308007-K037	
	白丸	308008-K002	
		308008-K025	
		308008-K026	
	境	308014-K004	
	日原	308015-K012	
	留浦	308020-K019	
	海沢	308006-D006	土石流 別図のとおり
	棚沢	308007-D005	
	氷川	308015-D001	

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地	区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
奥多摩町	大丹波	308001-K042	急傾斜地の崩壊 別図のとおり	別図のとおり
	丹三郎	308005-K006		
	海沢	308006-K005		
		308006-K019		
	棚沢	308007-K016		
		308007-K019		
		308007-K020		
		308007-K032		
		308007-K033		
		308007-K037		
	白丸	308008-K002		
		308008-K025		
		308008-K026		
	境	308014-K004		
	日原	308015-K012		
	留浦	308020-K019		
	海沢	308006-D006	土石流 別図のとおり	別図のとおり
	棚沢	308007-D005		

◎ 東京都告示第二百四十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項及び第九条第八項の規定に基づき、平成二十九年東京都告示第十六号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のうち、別表に掲げる区域の指定を解除する。
 なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部、東京都大島支庁及び利島村役場において縦覧に供する。

令和七年三月十九日

東京都知事 小池百合子

別表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地	区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
利島村	362001-K012	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地	区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
利島村	362001-K012	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり

◎ 東京都告示第二百四十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項及び第九条第八項の規定に基づき、平成二十九年東京都告示第十三百二十八号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のうち、別表に掲げる区域の指定を解除する。
 なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部、東京都大島支庁及び新島村役場において縦覧に供する。

令和七年三月十九日

東京都知事 小池百合子

別表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
新島村	本村	363001-K021	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
		363001-K036		
		363001-K037		
	若郷	363002-K020		
		363002-K030		

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
新島村	本村	363001-K021	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
		363001-K036			
		363001-K037			
	若郷	363002-K020			
		363002-K030			

● 東京都告示第二百四十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項及び第九条第八項の規定に基づき、平成二十九年東京都告示第千三百二十九号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のうち、別表に掲げる区域の指定を解除する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部、東京都三宅支庁及び三宅村役場において縦覧に供する。

令和七年三月十九日

東京都知事 小池百合子

別表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
三宅島 三宅村	伊豆	381001-D012	土石流	別図のとおり
		381001-D013		

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
三宅島 三宅村	伊豆	381001-D012	土石流	別図のとおり	別図のとおり
		381001-D013			

● 東京都告示第二百四十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項及び第九条第八項の規定に基づき、平成三十年東京都告示第千四百二号及び令和四年東京都告示第七百三号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のうち、別表に掲げる区域の指定を解除する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部、東京都小笠原支庁及び小笠原村役場において縦覧に供する。

令和七年三月十九日

東京都知事 小池百合子

別表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
小笠原村	母島	421002-K010	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
		421002-K011		
		421002-D004	土石流	

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
小笠原村	母島	421002-K010	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
		421002-K011			
		421002-D004	土石流		

● 東京都告示第二百四十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定に基づき、別表のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部及び港区役所において縦覧に供する。

令和七年三月十九日

東京都知事 小池百合子

別表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
港区	南麻布一丁目	103001-K218	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
港区	南麻布一丁目	103001-K218	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり

●東京都告示第二百四十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の規定に基づき、別表のとおり土砂災害警戒区域を指定する。なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部及び新宿区役所において縦覧に供する。

令和七年三月十九日

東京都知事 小池百合子

別表

土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
新宿区	若葉一丁目	104001-K041	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

◎東京都告示第二百四十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定に基づき、別表のとおり土砂災害警戒区域を指定する。なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部及び品川区役所において縦覧に供する。

令和七年三月十九日

東京都知事 小池百合子

別表

土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
品川区	東大井三丁目	109001-K043	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

◎東京都告示第二百四十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定に基づき、別表のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部、東京都南多摩西部建設事務所及び八王子市役所において縦覧に供する。

令和七年三月十九日

東京都知事 小池百合子

別表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地	区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
八王子市	上恩方町 201013-K005	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
	下恩方町 201015-K027		
	201015-K034		
	高尾町 201017-K008		
	201017-K009		
	201017-K021		
	上川町 201020-K145		
	201020-K148		
	201020-K149		
	201020-K213		
	美山町 201021-K039		
	201021-K072		
	201021-K084		
	201021-K093		
	201021-K201		
	宮下町 201028-K003		
	館町 201031-K067		
	201031-K101		
	201031-K149		
	201031-K183		
	上柚木 201038-K052		
	下柚木二丁目 201038-K265		
	下柚木 南陽台二丁目 201038-K269		

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地	区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
八王子市	上恩方町 201013-K005	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
	下恩方町 201015-K027			
	201015-K034			
	高尾町 201017-K008			
	201017-K009			
	201017-K021			
	上川町 201020-K145			
	201020-K148			
	201020-K149			
	201020-K213			
	美山町 201021-K039			
	201021-K084			
	201021-K093			
	宮下町 201028-K003			
	館町 201031-K101			
	201031-K149			

● 東京都告示第二百四十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定に基づき、別表のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部、東京都南多摩東部建設事務所及び町田市役所において縦覧に供する。

令和七年三月十九日
東京都知事 小池百合子

別表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
町田市	金井四丁目	209015-K109	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
町田市	金井四丁目	209015-K109	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり

● 東京都告示第二百五十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定に基づき、別表のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部及び西東京市役所において縦覧に供する。

令和七年三月十九日

東京都知事 小池百合子

別表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
西東京市	東伏見六丁目 東伏見二丁目 東伏見三丁目	229001-K002	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
西東京市	東伏見六丁目 東伏見二丁目	229001-K002	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり

● 東京都告示第二百五十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定に基づき、別表のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部、東京都西多摩建設事務所及び奥多摩町役場において縦覧に供する。

令和七年三月十九日

東京都知事 小池百合子

別表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地	区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
奥多摩町	308001-K042	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
	308001-K045		
	308001-K046		
	308001-K047		
	308001-K048		
	308001-K049		
	308001-K050		
	308001-K051		
	308001-K052		
	308001-K053		
	308001-K054		
	308001-K055		
	308001-K056		
	308001-K057		
	308001-K058		
	308001-K059		
	308001-K060		
	308001-K061		
	308001-K062		
	308001-K063		
	308001-K064		
	308001-K065		
	308001-K066		
	308001-K067		
	308001-K068		
川井	308002-K024		
	308002-K025		
	308002-K026		
	308002-K027		
	308002-K028		
	308002-K029		
	308002-K030		
	308002-K031		
	308002-K032		
	308002-K033		
	308002-K034		
	308002-K035		
	308002-K036		
	308002-K037		
	308002-K038		

奥多摩町	川井	308002-K039		急傾斜地の崩壊	別図のとおり
		308002-K040			
		308002-K041			
		308002-K042			
		308002-K043			
		308002-K044			
		308002-K045			
	川井 小丹波	308002-K046		土石流	別図のとおり
	川井	308002-K047			
		308002-K048			
	小丹波 川井	308003-K028			
	小丹波	308003-K029			
		308003-K030			
		308003-K031			
	丹三郎	308005-K006		土石流	別図のとおり
	海沢	308006-K005			
		308006-K019			
		308006-K058			
		308006-K059			
	棚沢	308007-K016		土石流	別図のとおり
		308007-K019			
		308007-K020			
		308007-K032			
		308007-K033			
		308007-K037			
		308007-K059			
	白丸	308007-K060		土石流	別図のとおり
		308008-K002			
		308008-K025			
	境	308008-K026		土石流	別図のとおり
		308014-K004			
	日原	308015-K012		土石流	別図のとおり
	留浦	308020-K019			
	海沢	308006-D006			
	棚沢	308007-D005		土石流	別図のとおり
	氷川	308015-D001			

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地	区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
奥多摩町 大丹波	308001-K042	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
	308001-K045			
	308001-K046			
	308001-K047			
	308001-K048			
	308001-K049			
	308001-K050			
	308001-K051			
	308001-K052			
	308001-K053			
	308001-K054			
	308001-K055			
	308001-K056			
	308001-K057			
	308001-K058			
	308001-K059			
	308001-K060			
	308001-K061			
	308001-K062			
奥多摩町 川井	308001-K063			
	308001-K064			
	308001-K065			
	308001-K066			
	308001-K067			
	308001-K068			
	308002-K024	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
	308002-K025			
	308002-K026			
	308002-K027			
	308002-K028			
	308002-K029			
	308002-K030			
	308002-K031			
	308002-K032			
	308002-K033			
	308002-K034			
	308002-K035			
	308002-K036			
	308002-K037			
	308002-K038			
	308002-K039			

◎東京都告示第二百五十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定に基づき、別表のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部、東京都大島支庁及び新島村役場において提出する。

令和七年三月十九日

東京都知事 小池百合子

別表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地	区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
新島村	本村	363001-K021	急傾斜地の崩壊 別図のとおり
		363001-K036	
		363001-K037	
	若郷	363002-K020	
		363002-K030	

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地	区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
新島村	本村	363001-K021	急傾斜地の崩壊 別図のとおり	別図のとおり
		363001-K036		
		363001-K037		
	若郷	363002-K020		
		363002-K030		

●東京都告示第二百五十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定に基づき、別表のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部、東京都三宅支庁及び三宅村役場において縦覧に供する。

令和七年三月十九日

東京都知事 小池百合子

別表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
三宅島 三宅村	伊豆 神着	381001-D012	土石流	別図のとおり
		381001-D013		

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
三宅島 三宅村	伊豆	381001-D012	土石流	別図のとおり	別図のとおり

● 東京都告示第二百五十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項及び第九条第一項の規定に基づき、別表のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部、東京都小笠原支庁及び小笠原村役場において縦覧に供する。

令和七年三月十九日

東京都知事 小池百合子

別表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
小笠原村	母島	421002-K010	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
		421002-K011		
		421002-D004	土石流	別図のとおり

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
小笠原村	母島	421002-K010	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
		421002-K011			

公告

都市計画道路事業の施行について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

令和七年三月十九日

東京都知事 小池百合子

都市計画事業の種類及び名称別表のとおり

二 施行者の名称

三 事業地の所在

別表

都市計画事業の 重要性と古文

東京都市計画道種類

路事業幹線街路
環狀第四号線

五言古詩

東京都教育委員会

育委員會訓令甲第九

令和六年十二月十九日に表彰された者は、次のとおりであ
る。

令和七年三月十九日

東京都教育委員会

一 個人表彰
(教職員・立志賞)

都市計画道路事業の施行について		都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により、次のとおり公告する。	
令和七年三月十九日		東京都知事 小池百合子	
一 都市計画事業の別表のとおり		東京都知事 小池百合子	
二 施行者の名称 東京都		東京都知事 小池百合子	
三 事務所の所在地 新宿区西新宿二丁目八番一号		東京都知事 小池百合子	
四 事業地の所在 別表のとおり		東京都知事 小池百合子	
別表		東京都知事 小池百合子	
都市計画事業の種類及び名称		事業地の所在	
東京都都市計画道 路事業幹線街路 環状第四号線		東京都墨田区八広一丁目、八広二丁目、京島一丁目及び京島二丁目地内	
告示第十号		令和七年一月三十日関東地所方整備局	
事業認可の告示		第五建設事務所	
所管事務所		江口佳寛	
中		井伊博政	
木村美里		三浦里奈	
高		氏名	
姓 氏名		中	
高橋祐樹		木村美里	
教諭		三浦里奈	
岩崎裕希人		江口佳寛	
東京都立足立高等学校		井伊博政	
教諭		柳田泰樹	
高橋祐樹		柳田泰樹	
教諭		武蔵野市立第四小学校	
東京都立足立高等学校		福生市立福生第六小学	
教諭		校教諭	
高橋祐樹		福生市立福生第六小学	
教諭		校教諭	
高橋祐樹		武蔵野市立第四小学校	
教諭		福生市立福生第六小学	
高橋祐樹		校教諭	
高橋祐樹		福生市立福生第六小学	
教諭		校教諭	
高橋祐樹		福生市立福生第六小学	
教諭		校教諭	
高橋祐樹		福生市立福生第六小学	
教諭		校教諭	
高橋祐樹		福生市立福生第六小学	
教諭		校教諭	
高橋祐樹		福生市立福生第六小学	
教諭		校教諭	
高橋祐樹		福生市立福生第六小学	
教諭		校教諭	
高橋祐樹		福生市立福生第六小学	
教諭		校教諭	
高橋祐樹		福生市立福生第六小学	
教諭		校教諭	
高橋祐樹		福生市立福生第六小学	
教諭		校教諭	
高橋祐樹		福生市立福生第六小学	
教諭		校教諭	
高橋祐樹		福生市立福生第六小学	
教諭		校教諭	
高橋祐樹		福生市立福生第六小学	
教諭		校教諭	
高橋祐樹		福生市立福生第六小学	
教諭		校教諭	
高橋祐樹		福生市立福生第六小学	
教諭		校教諭	
高橋祐樹		福生市立福生第六小学	
教諭		校教諭	
高橋祐樹		福生市立福生第六小学	
教諭		校教諭	
高橋祐樹		福生市立福生第六小学	
教諭		校教諭	
高橋祐樹		福生市立福生第六小学	
教諭		校教諭	
高橋祐樹		福生市立福生第六小学	
教諭		校教諭	
高橋祐樹		福生市立福生第六小学	
教諭		校教諭	
高橋祐樹		福生市立福生第六小学	
教諭		校教諭	
高橋祐樹		福生市立福生第六小学	
教諭		校教諭	
高橋祐樹		福生市立福生第六小学	
教諭		校教諭	
高橋祐樹		福生市立福生第六小学	
教諭		校教諭	
高橋祐樹		福生市立福生第六小学	
教諭		校教諭	
高橋祐樹		福生市立福生第六小学	
教諭		校教諭	
高橋祐樹		福生市立福生第六小学	
教諭		校教諭	
高橋祐樹		福生市立福生第六小学	
教諭		校教諭	
高橋祐樹		福生市立福生第六小学	
教諭		校教諭	
高橋祐樹		福生市立福生第六小学	
教諭		校教諭	
高橋祐樹		福生市立福生第六小学	
教諭		校教諭	
高橋祐樹		福生市立福生第六小学	
教諭		校教諭	
高橋祐樹		福生市立福生第六小学	
教諭		校教諭	
高橋祐樹		福生市立福生第六小学	
教諭		校教諭	
高橋祐樹		福生市立福生第六小学	
教諭		校教諭	
高橋祐樹		福生市立福生第六小学	
教諭		校教諭	
高橋祐樹		福生市立福生第六小学	
教諭		校教諭	
高橋祐樹		福生市立福生第六小学	
教諭		校教諭	
高橋祐樹		福生市立福生第六小学	
教諭		校教諭	
高橋祐樹		福生市立福生第六小学	
教諭		校教諭	
高橋祐樹		福生市立福生第六小学	
教諭		校教諭	
高橋祐樹		福生市立福生第六小学	
教諭		校教諭	
高橋祐樹		福生市立福生第六小学	
教諭		校教諭	
高橋祐樹		福生市立福生第六小学	
教諭		校教諭	
高橋祐樹		福生市立福生第六小学	
教諭		校教諭	
高橋祐樹		福生市立福生第六小学	
教諭		校教諭	
高橋祐樹		福生市立福生第六小学	
教諭		校教諭	
高橋祐樹		福生市立福生第六小学	
教諭		校教諭	
高橋祐樹		福生市立福生第六小学	
教諭		校教諭	
高橋祐樹		福生市立福生第六小学	
教諭		校教諭	
高橋祐樹		福生市立福生第六小学	
教諭		校教諭	
高橋祐樹		福生市立福生第六小学	
教諭		校教諭	
高橋祐樹		福生市立福生第六小学	
教諭		校教諭	
高橋祐樹		福生市立福生第六小学	
教諭		校教諭	
高橋祐樹		福生市立福生第六小学	
教諭		校教諭	
高橋祐樹		福生市立福生第六小学	
教諭		校教諭	
高橋祐樹		福生市立福生第六小学	
教諭		校教諭	
高橋祐樹		福生市立福生第六小学	
教諭		校教諭	
高橋祐樹		福生市立福生第六小学	
教諭		校教諭	
高橋祐樹		福生市立福生第六小学	
教諭		校教諭	
高橋祐樹		福生市立福生第六小学	
教諭		校教諭	
高橋祐樹		福生市立福生第六小学	
教諭		校教諭	
高橋祐樹		福生市立福生第六小学	
教諭		校教諭	
高橋祐樹		福生市立福生第六小学	
教諭		校教諭	
高橋祐樹		福生市立福生第六小学	
教諭		校教諭	
高橋祐樹		福生市立福生第六小学	
教諭		校教諭	
高橋祐樹		福生市立福生第六小学	
教諭		校教諭	
高橋祐樹		福生市立福生第六小学	
教諭		校教諭	
高橋祐樹		福生市立福生第六小学	
教諭		校教諭	
高橋祐樹		福生市立福生第六小学	
教諭		校教諭	
高橋祐樹		福生市立福生第六小学	
教諭		校教諭	
高橋祐樹		福生市立福生第六小学	
教諭		校教諭	
高橋祐樹		福生市立福生第六小学	
教諭		校教諭	
高橋祐樹		福生市立福生第六小学	
教諭		校教諭	
高橋祐樹		福生市立福生第六小学	
教諭		校教諭	
高橋祐樹		福生市立福生第六小学	
教諭		校教諭	
高橋祐樹		福生市立福生第六小学	
教諭		校教諭	
高橋祐樹		福生市立福生第六小学	
教諭		校教諭	
高橋祐樹		福生市立福生第六小学	
教諭		校教諭	
高橋祐樹		福生市立福生第六小学	
教諭		校教諭	
高橋祐樹		福生市立福生第六小学	
教諭		校教諭	
高橋祐樹		福生市立福生第六小学	
教諭		校教諭	
高橋祐樹		福生市立福生第六小学	
教諭		校教諭	
高橋祐樹		福生市立福生第六小学	
教諭		校教諭	
高橋祐樹		福生市立福生第六小学	
教諭		校教諭	
高橋祐樹		福生市立福	

品川区立後地小学校	体育健康教育の推進
大田区立東糀谷小学校	コミュニティスクールの推進、独自教科「おおたの未来づくり」研究実践
杉並区立西田小学校	環境教育の推進
豊島区立豊成小学校	企業との協働による創造的・探究的学習の推進
北区立滝野川第五小学校	体育健康教育の推進
荒川区立第七峡田小学校	就学前・小学校教育の接続に係る教育課題への取組の推進
江戸川区立第四葛西小学校	教科担任制の推進
八王子市立陶鎌小学校	保護者・地域との協働活動の推進
三鷹市立第六小学校	体育健康教育の推進
昭島市立富士見丘小学校	保護者・地域と協働した探究的な学習の推進
小平市立小平第九小学校	人権教育の推進
東大和市立第七小学校	開かれた学校づくりの取組の推進
中学校	
学校等の名称	主たる功績
文京区立第八中学校	探究的な学習の推進
大田区立大森第六中学校	SDGsに関する学習・研究活動への積極的取組
小学校・中学校	
学校等の名称	主たる功績
青ヶ島村立青ヶ島小中学校	外部人材や地域資源を活用した学校教育の推進
学校等の名称	主たる功績
高 等 学 校	
学校等の名称	主たる功績
主たる功績	

東京都立田園調布高等学校	地域協働による防災教育の推進
東京都立篠崎高等学校	安全教育の推進
東京都立国分寺高等学校	理数教育の推進
板橋区立天津わかしお学校	自立活動を中心とした健康改善の推進
東京都立葛飾ろう学校高等部専攻科食物系	教育に係る学習成果の発揮
学校等の名称	主たる功績
主たる功績	

発行 東京
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 都
電話 ○三(五三三二)一一一(代)
郵便番号 163-8001
定価 一本
一箇月 六、六〇〇円 九〇円
(郵送料を含む。)

印刷所 三鈴印刷株式会社
東京都千代田区神田神保町二丁目三十三番地一
電話 ○三(五二七六)〇八一一(代)
郵便番号 101-0051